

関門若者ネクストチャレンジ補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、門司区及び関門エリアにおける地域課題解決を目的とした若者と地域住民等の協働プロジェクトの実施に対し、「関門若者ネクストチャレンジ補助金」(以下「補助金」という。)を交付することにより、地域課題に対する解決策を創出し、地域活性化及び暮らしやすいまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「若者」とは、第8条に規定する交付申請日の属する年度の4月1日の年齢が15歳以上30歳未満の者とする。

2 この要綱において、「地域住民等」とは、門司区に居住する者並びに門司区において活動する団体及び事業者等とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 若者と地域住民等で構成される団体であること。
- (2) 企画した活動に対し、責任を持って遂行できること。
- (3) 特定の政党若しくは宗教又は公選の選挙の候補者の支持に関係のある団体でないこと。
- (4) 営利を主たる目的とした団体でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) その他補助金を交付することが不適当と認める団体でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、地域課題解決型のプロジェクトであって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 門司区内で実施する事業であること
- (2) 地域課題の解決に資する事業であること。
- (3) 若者と地域住民等が協働して取り組む事業であること。
- (4) 新たに実施する事業又は既存の取組を発展させた事業であること。
- (5) 特定の施設や店舗などへの集客のみを目的とせず、地域活性化に資する事業であること。

(補助事業の実施期間)

第5条 補助対象となる事業は、交付決定日から当該年度の3月31日までの期間に実施されるものとする。

(補助金の額)

第6条 市長は、第1条の目的の達成に資するため、第4条に掲げる要件を満たす補助対象事業を行う団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助金の額は、第4条に規定する補助対象事業に要する経費全額とし、30万円を上限とする。
- 3 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付対象経費は、別表に定める経費とし、補助対象事業の実施に直接要するものに限る。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする団体(以下「申請団体」という。)は、市長が別に定める日までに、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) 団体の構成員名簿(様式第4号)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(電子情報処理組織による申請等)

第9条 前条の規定にかかわらず、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して申請を行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した前条に規定する書面等により行われたものとみなす。
- 3 第1項の規定により行われた申請等については、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに当該市の機関等に到達したものとみなす。

(交付の決定)

第10条 市長は、補助金交付申請書等の内容を審査し、必要な場合は、外部有識者等の意見を聞いたうえで、補助金交付の可否及び補助金の額を決定する。

- 2 市長は、補助金の交付を決定したときは、その旨を補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請団体に通知するものとする。

(補助金の支払い方法)

第11条 この要綱に定める補助金については、補助対象事業の円滑な遂行を図るため、必要があると認められるときは、補助対象事業の完了前に前条第2項に基づき決定された補助金の額の範囲内で概算払いすることができる。

(変更又は中止の申請)

第12条 補助金の交付決定を受けた団体(以下「交付団体」という。)は、補助金の交付決定通知後において、当該事業計画の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに補助金交付変更(中止)承認申請書(様式第6号)を提出して市長の承認を得なければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めるときはこの限りではない。

- 2 前項の規定による変更又は中止の承認申請があった場合、市長は決定の内容を審査し、その旨を補助金交付変更(中止)決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第13条 市長は、交付団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する補助対象者に該当しないことが判明したとき。
 - (2) 補助対象事業の全部又は一部を遂行できなくなったとき。
 - (3) 補助対象事業が、事業の目的に沿わなくなったとき。
 - (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (5) その他市長が適当でないと認めるとき。
- 2 前項の規定により交付団体が補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合に生じた損害については、市は、その賠償の責任を負わない。

(実績報告)

第14条 交付団体は補助対象事業が完了したときは、その日から20日以内に次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第8号)
- (2) 活動報告書(様式第9号)
- (3) 収支決算報告書(様式第10号)
- (4) 領収書等補助対象経費を支払ったことを証する書類
- (5) 写真、チラシ、パンフレット等活動の実施について確認の参考となる書類

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合は、関係書類を審査及び必要に応じて行う現場確認検査等を行い、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は前項の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに補助金額の確定通知書(様式第11号)により交付団体に通知する。

(補助金等の返還)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、期限を定めて、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金等の額を確定した場合において、既に交付した補助金の額が確定した補助金等の額を超えるとき。
 - (2) 補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金等が交付されているとき。
 - (3) 前二号に定めるもののほか、補助金の交付目的に反して補助金を使用したと認められるとき、その他市長が補助金の返還を必要と認めるとき。
- 2 交付団体は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、速やかに市長へ返還しなければならない。

(北九州市補助金等交付規則との関係)

第17条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、北九州市補助金等交付規則(昭和41年北九州市規則第27号)の定めるところによる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に門司区長が定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

関門若者ネクストチャレンジ補助金交付対象経費

補助金の交付対象経費は、補助対象事業の実施に直接要した経費とし、下記のとおりとする。

項目	内容
報償費	講師や通訳など外部の専門家に対する謝礼等
旅費・交通費	交通費や出張旅費等
委託費	ホームページの作成や会場テントの設営等、事業の一部を他に委託するための費用
消耗品・材料費	事務消耗品、材料、書籍等の購入費等
印刷製本費	ポスター、パンフレット等のコピー、印刷代等
使用料	会場借上料、車両・機器等の賃借料等
役務費	郵便代、宅配便代、保険料、クリーニング代、振込手数料等
その他	その他事業実施に必要な経費で市が特に認めるもの

以下の経費については、補助金の交付対象経費としない。

- (1) 団体の構成員に対する給与、賃金、謝礼等の経費
- (2) 事務所賃貸料、事務機器のリース料、通信費、光熱水費等団体の経常的な活動に係る経費
- (3) 事業の企画、運営など活動の中心部分の委託に係る経費
- (4) 飲食を主目的とする経費
- (5) 机・椅子・事務機器等、事務所用備品の購入経費
- (6) 領収書がないなど、支出の根拠が確認できない経費
- (7) その他市長が適当でないと認める経費